

# 加西市通学路交通安全プログラム

## ～通学路の安全確保に関する取組の方針～

加西市通学路安全推進連絡会

令和4年6月改訂

## 1 プログラム策定の背景・目的

本市においては、平成24年度から、通学路の交通安全確保を推進するための「連絡会」を設置し、定期的な合同点検を継続して実施しており、こうした取組を活かしながら、今後も道路状況の変化に伴い、登下校時に多くの子どもが集まる学校周辺における重大事故の未然防止に向けた取組強化が早期に必要であると考えています。また、令和元年に発生した園児の交通事故を受けて、未就学児が日常的に集団で移動する経路においても、合同点検を実施し、対策を協議する必要があると考えます。

このようなことから、本市の通学路における交通安全確保を継続・強化し、着実かつ効果的な取組の推進を図るため、取組の基本的な進め方をまとめた「加西市通学路交通安全プログラム」を策定します。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 加西市通学路安全推進連絡会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「加西市通学路安全推進連絡会」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・ 加西市教育委員会  
教育総務課、学校教育課、こども未来課、総合教育センター
- ・ 加西市都市整備部 施設管理課、土木課
- ・ 加西市総務部 危機管理課
- ・ 加西警察署 交通課
- ・ 兵庫県加東土木事務所 道路第2課
- ・ 加西市立小学校校長会
- ・ 加西市立中学校校長会
- ・ 加西市園長会
- ・ 加西市小中学校PTA代表者

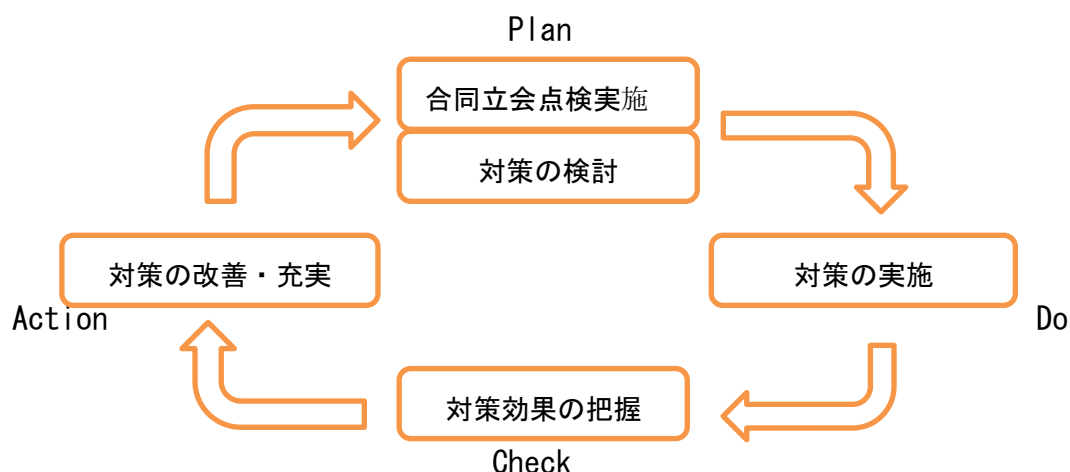
## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に市内の通学路の安全を確保するため、これまでに改善を図った通学路及び通学路の状況の変化が予想されるときに、合同点検を継続実施し、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、継続した通学路の安全性の向上を図っていきます。

「通学路安全確保のための PDCA サイクル」



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期

- ・市内 11 小学校及び 4 中学校で、1 学期に通学路の安全点検を実施し、危険だと思われる通学路の箇所及び改善の必要があると思われる箇所を市教育委員会事務局に報告します。
- ・通学路及び通学路の状況に変化があった時に、合同点検を実施します。また、変化のない場合は概ね 4 年に一度、合同点検を実施します。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、加西市通学路安全推進連絡会において重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・市内 11 小学校区及び 4 中学校区ごとに、学校関係者・市教委・道路関係者（県・市）・加西警察で合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、該当箇所ごとに、歩道整備等のハード対策や交通規制や交通安全教育等のソフト対策など対策必要箇所に応じた具体的なメニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒が安全に登下校できると感じているのか等を把握するための手法も検討します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後に、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の作成について

- ・教育施設ごとの対策内容については、関係者間で認識を共有するために教育施設ごとの「対策一覧表」等を作成します。  
同時に、市内 11 各小学校及び 4 中学校の通学路について通学路図を関係者間で共有します。

## 資料

### 加西市通学路安全推進連絡会設置要綱

#### (設 置)

第1条 児童生徒の通学路の安全確保を推進するための関係者からなる、加西市通学路安全推進連絡会を設置する。

#### (目 的)

第2条 加西市通学路安全推進連絡会は、本市の通学路における交通安全確保を継続・強化し、児童生徒が安全に通学できるよう、取組の一層の充実を図ることを目的とする。

#### (組 織)

第3条 加西市通学路安全推進連絡会は、別表にあげる者で構成する。

#### (会 議)

第4条 加西市通学路安全推進連絡会の開催は年1回とする。

- 2 必要があると認めたときは臨時に開催することができる。
- 3 構成員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 必要があると認めたときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (事務局)

第5条 加西市通学路安全推進連絡会に事務局を置く。

- 2 庶務は、加西市教育委員会総合教育センターで行う。

#### (補 足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、加西市通学路安全推進連絡会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

別表（第3条関係）

- ・加西市教育委員会 教育総務課、学校教育課、こども未来課、総合教育センター
- ・加西市都市整備部 施設管理課、土木課
- ・加西市総務部 危機管理課
- ・加西警察署 交通課
- ・兵庫県加東土木事務所 道路第2課
- ・加西市立小学校校長会
- ・加西市立中学校校長会
- ・加西市園長会
- ・加西市小中学校PTA代表者